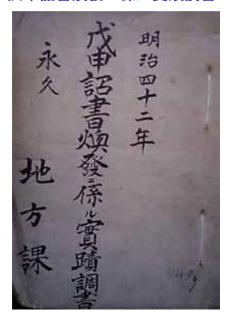
# 戊申詔書煥發ニ係ル實蹟調書(明治42年)



第二次世界大戦終戦まで、教育勅語と並んで国民の道徳教育の基本とされた詔書に戊申 詔書がありました。

この戊申詔書について資料近代日本史(編纂 新聞資料研究所)には、次のように記載されています。

日清、日露の両大戦役を経て、我国の地位愈々重きを加うる至るや、列国の間には往々 我邦の真意を解せず、誤って好戦的国家なりと思惟するものを生じ、国内の人心も亦戦後 軽躁浮薄に流れるのを傾向を駆致し、愈々列国の疑念を深からしめた。此の時に方り、1 0月13日を以て戊申詔書煥発せられ、国民に対し新に一大訓戒を加えられた。

また、日本史大辞典 (河出書房新社) には下記の通り記述されています。

1908(明治41)年戊申の年10月13日に発布された詔書。日露戦争後の資本主義の発展にともない、資本化勢力が強くなり、06年に立憲政友会を率いる西園寺内閣が成立し、自由主義的政策をとったので旧道徳が弛緩し、労働運動も活発となり、社会主義的政治運動も高まり、08年にはいわゆる「赤旗事件」などが起こるに至った。このような社会情勢に不安を感じた支配階級は、同年7月西園寺を辞職させ、保守主義の桂太郎に内閣を組織させ、社会の粛清を意図してこの詔書を発布したもので、階級的協調と奢侈の戒めを説き、こののち教育勅語とならんで道徳教育の基本とされた。



(戊申詔書)

その戊申詔書の全文は次の通りです。

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ、月ニ将ミ、東西相倚リ、彼此相済シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕は爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ英澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲーニシテ忠實業ニ服シ勤險産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑我力神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我力光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔二克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輪サハ國運發展ノ本近ク其二在リ朕ハ方今ノ局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セシムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

### 御名御璽

明治四十一年十月十三日

### [大意]

思うに、現今の社会は1日も、その進歩を止めず、その精神上・物質上の伸張してゆく 具合は、日ごと・月ごとに目ざましいものがある。従って交通の非常に開けた結果は、東 西の距離を短縮し、東に起こったことは、直ぐ西に影響し、西に起こったことは、これ又 早速、東に影響する。それであるから、文明といい、文化といい、これが進歩については、 東洋・西洋共に手を携えて助け合い、補い合い、その完成を期せねばならぬ趨勢にある。 それに双方の幸福・利益を増進するについても、一方だけに偏らず、互いにこれを頒って、 円満な交わりをしなくてはならない。これが今日の現状である。

それで朕は国際上のことに特に留意してますます外国との交わり深うして、友邦としての誼を厚うして、諸外国と共に、永く文化及び文明が一般の人々に与える恵沢に浴したいものと思う。

国際関係のことについては、大体、右に述べたごとく、善処しなくてはならぬが、更に、日に月に進んでやまない世界の大勢に適応し、文明・文化からくるところの美果を収め、互いにそれを享け、楽しもうとするには当然、国運の発展を待たねばならない。ところが、ここに注意すべきは、日本が日露戦争の大役を済ましてから、まだ3年ばかりしか経過してないことである。戦後の経営なるものは中々むずかしく、ともすると弛緩したり、放漫になったりしやすい。この点から考えると、一切の政務、一切の施設は、以前にくらべて、一層更新し、伸張すべきことを要する。だから、上流といわず、中流といわず、下流といわず、全国民がその向うところを一にして、志を合せ、各自の業務を忠実に守り、少しの怠慢なく、勤めにはげんで、いやしくも奢侈などの風習に染まってはいけない。万事質素を旨とすべきである。

一体、わが神聖なる皇祖皇宗の御遺訓と世界に比類のない日本帝国の歴史にあらわれている歴代御聖徳の御行跡及び臣民の忠義をつくした行跡は、月や星のように燦然と光かがやいている。それであるから、今日の日本国民たるものは、この皇祖皇宗の御遺訓を心に深く記憶して、固く守り、真心から奮励し努力したならば、国運発展の基礎を固めてゆくことが出来るにちがいない。

朕は今日の多事・多難な時勢に善処するについて、特にわが忠良なる臣民の協力と、たすけとによって、先の明治維新のはじめに定めた皇謨を更に一層、盛んに押しひろめ、実地にこれを現したいと考える。同時に、それより、祖先の御威光を発揚して、その深い御恩徳に報いまいらせたいと希う。汝等臣民は、よく朕の意のあるところを理解して、常に剛健・質実の生活をなすよう心がけてほしい。

### 高須芳次郎・著「大日本詔勅勤解」

歴史的文書閲覧室には、明治42年地方課の文書に「戊申詔書煥發ニ係ル實蹟調書」が 永久文書として保存されています。

戊申詔書煥發に基づき県は、**告諭**(明治41年11月6日付、佐賀県告諭第3号)を発し、 各郡市長あてに配布した「**聖旨ノ徹底及普及ニ関スル考案及其ノ施設方法ノ概要**」におい て、 聖旨ノ普及二付テハ各地トモ従来市町村會議員区長其ノ他有志ヲ集メ奉読式ヲ擧行シ之 カ貫徹二努ムル所アリシト雖尚未タ老幼婦女二至ルマテ浴ク徹底セサルノ感ナキ能ハス依 テー層能リ普及貫徹セシメンカ為二二三考案ヲ掲ケ将来ノ参考ニ共セントス

#### として

- ・赤十字社・愛国婦人会・青年会・農談会その他の風紀や実業関係団体の会又は儀式、父 兄会・学芸会・品評会その他の小学校での集会での詔書奉読と適任者からの聖旨に関す る講演を開催すること。
- ・実業補習学校・壮丁予習会・青年夜学会等では、大詔煥発の趣旨を理解させ、実行すること。
- ・市町村・地域における事業は大詔煥発記念として行うこと。
- ・各地域とも各戸に詔書の掛軸若しくは扁額を備えること。
- ・公共の会合での飲食費等の経費を節減すること
- ・米麦品評会の開催すること。
- ・町村団体の資力や現状を調査して将来の方針を定めること。
- ・町村各地域有財産を一元化して町村長の管理として、適切に運営し、荒地や林野の開拓、 遊休地の利用に努める。

を勧めました。



(聖旨ノ徹底及普及ニ関スル考案及其ノ施設方法ノ概要・起案文)

明治42年5月**「戊申詔書煥發ニ係ル實蹟ノ摡要」**が作成され、郡市からの取り組みの 実績が報告されています。

#### 佐賀郡

・ 倹約貯蓄の奨励

- ・ 村基本財産の造成
- ・ 風紀の改善

### 神埼郡

- ・ 副業の奨励
- ・ 産業組合の設立
- ・ 倹約貯蓄の状況
- ・ 修身会の設立

### 三養基郡

- ・ 倹約貯蓄の奨励
- ・ 町村基本財産の造成
- ・ 蚕業組合の設置

# 小城郡

- 記念造林
- ・ 郡県補助基本財産の造成
- ・ 風紀の改善
- ・ 蚕業の奨励

### 東松浦郡

- ・ 倹約貯蓄の奨励
- ・ 青年会組織の奨励

# 西松浦郡

- ・ 郡有財産の設置
- ・ 倹約貯蓄の奨励
- ・ 風紀の改善

### 杵島郡

・ 全部に亘る記念財産の設置

### 藤津郡

- ・ 青年会の設置
- ・ 信用組合の発展並びに記念造林の計画
- ・ 固本財産の設置
- ・ 風紀の改善

# 佐賀市

・貯蓄の奨励

また、明治42年11月**「戊申詔書煥發ニ係ル實蹟ノ概要」**(第2回)には次のように記録されています。

### 佐賀郡の場合

「規約貯金組合設置ノ状況」

本郡二於イテハ第一回調査後引續キ勤儉貯蓄二奨勵二努メタル結果既二郡長ノ認可ヲ受ケ規約貯金組合ヲ設ケタルモ左ノ通リニシテ益々増加ノ状況ナリ

組合数 99組合

人 員 4. 748人

金 額 2, 525円23銭8厘

# 「風紀改善ノ状況」

尚青年ノ風紀ヲ改善シ勤勉力行ノ美風ヲ涵養センコトヲ昂メ先ツ模範農夫ノ奨励規程ヲ設ケ之力撰奨ヲ行ヒ村農会ヲシテ真ニ他ノ範トナスニ足ルヘキ者ニ対シ至誠、勤労、分度、推譲ノ文字ヲ現ハシタル徽章ヲ授ケ紋服其ノ他ノ賞品ヲ与ヘ学校ニ於テ厳粛ナル授与式ヲ挙ケ唱歌ヲ製シ生徒ヲシテ其ノ表影セラレタル者既ニ九名ニ達シタリ其ノ他一方青年会ノ設置ヲ奨励シ一般ノ青年ニ於ケル精神ノ修養ト相俟テ益々勤勉力行ノ実ヲ挙ケシメントスル状況ナリ

各郡市とも類似する実績を報告しています。

「戊申詔書煥發ニ係ル實蹟調書」は、日露戦争以降の明治という時代の社会情勢と時代 風潮を知ることのできる文書です。